

人権条約による人権保障の実効性について ——留保の問題を中心に——

小寺初世子

大阪国際大学

広島大学平和科学研究センター客員研究員

ON “RESERVATIONS” —As a Factor to Diminish the Effectiveness of Human Rights Treaties—

Sayoko KODERA

Osaka International University

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

In 1945, it was a pleasant surprise to hear that the Charter of the UN established a new institution to protect human rights internationally. The Charter, however, did not define these “human rights and fundamental freedoms” and for this reason, soon after the Charter came into effect, the effort to draft “the Bill of Human Rights” started. The Bill consisted of four instruments (1 Decralation and 3 treaties; i.e., 2 Covenants and 1 Protocol) which in all took more than 30 years to complete and come into force.

However, in the meantime, the UN itself as well as its organs have adopted many other treaties to protect various human rights. According to the UN document, “ST/

HR/4/Rev. 16", which charts the ratifications of international human rights instruments as at 31 Dec. 1997, 25 treaties are listed.

Despite such a big number of human rights treaties, the writer's impression is that these treaties (including 2 Covenants) do not protect our human rights effectively. The writer also suspects that those reservations, attached to many human rights treaties and seemingly incompatible with the "object and purpose" of these treaties, are the main reason why these treaties fail to impress us as effective.

This paper is written to affirm whether the above suspicion of this writer is right, by checking reservations attached to various human rights treaties and some treaties other than human rights (Cf, treaties listed in Tables I & II). It is devided into two parts, the former part of which is here, while the latter will be published in the next issue of this Journal.

【はじめに】

今年（1998年）の夏、自宅にパソコンを入れ、インターネットを眺める癖がつくと、小稿の付表に入れた条約の当事国数が、かなり頻繁に動いているのに気がついた。夏休み明け以後でも、9月22日現在、9月30日現在、10月9日現在と日付が変わることごとに、どれかの人権条約の当事国数が変わっている。嬉しいことに増えている。まさに、人権の国際保障に向けての世界の動きが実感できるのである。それにしても、始まってすでに半世紀を過ぎる人権の国際保障が、わが国ではまだまだ身近になっていない。世界でも、この制度が効果を挙げていると思えないのが、正直な感想である。

ところで、新当事国が留保をつける例も少なくないこと、かつてつけられた留保の撤回も進まないことなどを、日々の実数の動きで見て、留保について少し研究してみたくなった。これが、人権条約の実効性阻害要因の1つに思えたからである。

【序】 第2次大戦後の国際法現象の1つとしての人権の国際保障

周知のように、第2次大戦が太平洋地域においてはまだ終息前の1945年6月27日、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各國の同権とに関する信念をあらてめて確認し」（憲章前文2段）た連合国（この大戦での交戦国の方）により署名された国際連合（以下国連）憲章は、新国際機構、すなわち「国連」の目的の1つに、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」（1条3項。なお、これとの関連で、憲章13条1項b、55条cおよび56条、76条c等の条項も参照。）を掲げた。

このことは、元来、個人の権利である「基本的人権」を、国連のような国際機構が直接に保障する——つまり、人権の国際保障への道をひらいた——ものとして、当時は、大いに喧伝されたものであった。たしかに、国連に先行して創設された国際機構である「国際連盟（以下連盟）」でも、その規約では、委任統治地域の住民に配慮した条項（22条）や婦人（以下女性）や児童（以下子ども）の保護に言及し

た条項（23条）が設けられ、それが国連憲章における「人権保障」関連の諸規定に先鞭をつけたことは認められるが、そこでは、憲章ほど全面的に人権の国際保障を謳ってはいなかった。その意味で、憲章の人権規定は、やはり極めて斬新な国際制度を樹立したと考えていいであろう。（なお連盟時代以前にも、国際法には「在外国民の外交的保護」という制度があり、これが、外国において権利侵害を受けた国民を保護する——つまり個人を保護する——制度と説明されるのが常であったが、厳密にいえば、この制度で保護されているのは被害者個人ではなく、その者の本国（国家）の権益であり、これが個人の国際的な保護を内容とする制度であるとは、とてもいえないものであった。）

ところで、連盟規約と国連憲章との間にある、人権の保障をめぐる制度のこのような相違ないし進展は、第2次大戦中に、連合国の敵となった枢軸国、すなわち、ナチスドイツが行なった「ホロコースト（ユダヤ人絶滅政策）」や、日本軍による「南京大虐殺」といわれる事件が、その契機をなしたこと、また連合国の大戦後政策——人権を国際的に保障しようという——の強力な推進力となったことは、否めない事実であろう。

さて、憲章は第2次大戦後の国際社会においての「平和と安全の維持」と並べ、「人権の国際保障」を前面に打ち出したが、その憲章自体は「人種、性、言語又は宗教による差別」のない「すべての者のための人権及び基本的自由の尊重」を国連目的に掲げながら、尊重されるべき「人権及び基本的自由」の具体的な内容を明らかにしてはいなかった。しいていえば、「人種や性等による差別のない」こと、すなわち、異人種間や男女間等に「平等な人権及び基本的自由」の尊重だけは明記していたことから、ここにあげられた「差別事由」に基づいて平等に権利を享受できるという権利、すなわち「平等権」は、具体的な権利として保障されていたとも考えられるが、ではその「平等権」の下に、すべての人が、平等に保障されているはずの「人権及び基本的自由」とはどのようなものかを、憲章は明らかにしていなかったのである。

このため、国連が発足直後から、保障されるべき「人権及び基本的自由」の具体的な内容を定める「権利章典」の作成に着手したのは、当然の成り行きであった。そ

して、1948年には、まず「世界人権宣言」が採択され、そこでは「思想および良心の自由」を始とするさまざまな「自由権」・「参政権」だけでなく、「社会権」も定義されたのである。しかも、これらの「権利」は、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位」等によるいかなる「差別」もなく、「すべての者」が享有するとも規定されていた（2条）。

しかし、「世界人権宣言」はあくまでも「宣言」であって、法的拘束力のある国際文書ではない。したがって、「宣言」の定義する人権の尊重義務を負わせるものでもない。もっとも、この宣言は、国連憲章が、人権の具体的定義を欠くという「欠陥」を補うと考えれば、憲章と世界人権宣言とが一体となって、人権の尊重を国連加盟国に義務づけたという立論も可能ではある。しかし、その立論にも、ひとつ欠点がある。それは、両文書によって保障される各種の人権が侵害された場合に、その被害者が国際的な救済を求める手段が、設けられていないことである。たしかに、世界人権宣言8条は、「基本権の侵害に対する救済」を受ける権利を規定するが、ここでいう「基本権」とは、国家の憲法または法律——つまり、国内法——によって保障された基本的権利を指し、その「侵害」にたいする「救済」とは、「権限のある国内裁判所」による救済を意味するのであって、決して、「国際的な救済」ではなかった。

たとえ個人の権利であっても、それが、国際文書により、国際的に保障されたのであれば、その侵害に対する救済も国際的なものであるのが常道であろう。しかし、憲章も宣言も、そうした規定を欠いている。そこでこうした問題点を克服するために、国連は、さらに世界人権宣言の条約版を作成することとなった。それは、とりもなおさず国連加盟国による、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて」の「国際協力達成」の一環としての条約制定作業であり、制定される人権条約が多辺条約となることは必然であった。

ところで、人権条約の本命ともいべき条約、すなわち、「世界人権宣言」の条約版である「社会権規約」、「自由権規約」、および後者に付属する「選択議定書（現在では、死刑の禁止を定める第二選択議定書もできたので第一選択議定書とも

いわれる）」の作成には、かなりの年月を要した。つまり世界人権宣言の採択から18年も遅れ、ようやく1966年に、これら3条約は採択された。しかも3条約が効力を発生するには、さらに10年の歳月を要し、1976年となったのである（月日は異なる）。

そして、このように人権の国際保障の中心的文書となるべき両国際人権規約と選択議定書の成立に長い時間を費消しているあいだに、国連は、特定された人権の保障を内容とするいくつかの「人権条約」を逐次制定しており、また、「人権規約」の発効後に制定されたものも加えて、今日では、これらの人権条約は、全部で25にも達している（末尾添付の表3参照）。そのうえ、ILOやユネスコ等の国際機関も、それぞれの専門分野で「人権」にかかわる条約を制定しており、これらを加えると、われわれの人権を保障するための条約は、すでに相当な数に達しているのである。

【一】 人権条約は、人権尊重の実を十分にあげているか？

簡単に結論からいえば、答えは「ノー」である。

上述のように、2つの人権規約をふくめ、今日では、数多くの人権条約がわれわれの人権を保障しているわけであるが、その割に、われわれ一般人には、自分の人権が国内法だけでなく、条約によっても保障されているとの実感のないのが、正直なところではないだろうか。たしかに、わが国の「憲法」は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」（98条2項）と定め、この規定は、憲法を別として、条約が法律には優先することを定めたものと解釈されるのが通常である。とすれば、日本が締約国となっている人権条約などは、もっともっと、われわれの身近に感じられて、然るべきではなかろうか。

ところが実際は、決してそうではない。人権条約は、一般の国民にとって法律よりも、はるかに遠い存在である。多くの日本人にとっては、自国の法律 자체が決して身近な存在ではないが……、大多数の人達は、自分の人権を護るために（人権）条約を利用できるということなどは、まず認識していないのが普通だといっても決

して過言ではあるまい。したがって人権条約が「人権尊重」の実をあげているとは、とてもいい兼ねるのである。そしてこのような残念な事実は、日本だけでなく外国の多くでも見られる現象らしく、国際社会でも夙に指摘されているところなのである。

たとえば「男女の平等」の国際保障について考えてみよう。既述のように、すでに半世紀以上も前の、1945年に効力を発生した国連憲章で、国連加盟国は「男女の権利の平等」に関する信念を再確認し、「性による差別のない人権の実現」に努める当事国の義務を規定した。また1948年に採択された世界人権宣言は、「すべての人間が尊厳と権利について平等であること」と「すべての人が性による差別なしに、この宣言に掲げられた権利を享有しうること」を宣言。さらに1966年に採択され、1976年に効力を発生した人権規約は、締約国に対し、「すべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的权利の享有について男女に平等の権利を確保する」義務を負わせた。なおこの他にも、国連や専門機関の主催の下で、各国は、「男女の権利の平等を促進するための条約」を締結し、さらに、国連や専門機関自身も、「男女の権利の平等を促進するための決議、宣言、勧告」を採択してきているのである。

ところが、「男女の平等」にかかわるこうした国際的諸文書がつぎつぎと作られてきているにもかかわらず、「女性に対するかなりの差別が依然として存続すること」（後出女性差別撤廃宣言前文4段後半）を認め、それを憂慮した国連総会は1967年、「女性差別撤廃宣言」を公布したのである。そしてさらに12年後の1979年にはこの宣言の条約版、「女性差別撤廃条約」を採択したが、ここでも前記のような国際的諸文書がありながら、「女性に対する差別が依然として広範に存在している」（条約前文6段）との事実認識をまず示し、ついでそのような事実への憂慮を表明している。

ひるがえってわが国ではどうであろうか。周知のように、男女の平等に触れるこのなかった大日本帝国憲法に代わり、1947年から施行された日本国憲法はすべての国民に「法の下の平等」を保障し、「性別による差別」を禁じた。その結果、旧憲法下のわが国法制に存在した女性差別的規定も、ほぼ①廃棄ないし改定された。

1956年、日本は国連加盟も果たして憲章の適用をうけるようになり、1979年には両人権規約も批准した。さらに6年後の1985年には女性差別撤廃条約も批准した。しかし国内法に優先する効力さえもつ（憲法98条2項）とされるこれらの条約、とくに女性差別撤廃条約が、われわれ一般人の間にどれだけ普及しているか。女性に対する差別を無くすために、どれだけの効果を発揮してきたか、いささかの疑問なしとしない。そこでこうした疑問を解くため、数年前、筆者は主として関西以西の大学の社会科学系学部の学生および社会人を対象に、女性差別撤廃条約のわが国における普及度について小規模ながら調査したところ、これらの人達の間でのこの条約の普及度は驚くほど低かったのである②。

それでも、いくらか明るい事実もある。それは、1995年の第4回世界女性会議（FWCW-北京会議）後、筆者がもう一度同じ調査を同種の対象者について行なったところ、特に過半数の女性社会人回答者が「条約を知っている」と答えられたことである。ただ、残念ながらこの人達からも、その条文を読んだとの回答はあまり多く得られなかった③。もちろんこの条約は、その実施措置として、目下のところは「報告制度」を採用するだけであるから、個人は自己の人権が侵害されても、この条約に基づいて、直接国際機関に救済を求ることはできない。だがそういった制度を作るための努力（個人通報制度を定める議定書を作成する努力）は、現在国連内で進行中である。そうであるだけに、もう少し議定書のことをよく報せ、それが採択されれば日本もその締約国となるよう、さらに人権侵害に対して議定書に基づく国際的救済制度を有効に利用できるよう、「個人通報」についての知識を普及することに努めたい④。

なお最近オーストラリアで「麻薬密輸」の罪に問われ、15年の懲役という有罪判決をうけた4名の日本人が、自由権規約の第一選択議定書に基づき、規約人権委員会に人権侵害（被告人は英語を理解しないのに、規約14条1項fの保障する「裁判で通訳の援助を受ける権利」等を侵害されたとする）の救済を求めて「個人通報」をした⑤との新聞記事を見たが、これは本制度に対する日本人の理解を深めるよい契機になるだろう。

それにしても、男女平等の保障に関する国連文書の文言からみても、当初、憲章によって華々しく謳いあげられた「（平等権を含む）人権の国際保障」は、期待さ

れた程の成果を挙げておらず、今日、すでに相当な数を数える人権条約も、未だに人権尊重の実を十分にはあげていないのが実状ではなかろうか。

- ① ここで「完全に」ではなく「ほぼ」といったのは、その後の女性差別撤廃条約批准に際し、「条約の誠実な遵守」義務を負う日本は、同条約と抵触すると考えられる国内諸法令の改定をしなければならなかつたという事実からも窺えるように、若干の女性差別的法制の是正は、立法裁量により、この時はつみ残されていたと考えられるからである。
- ② この調査の結果については、拙稿「条約の普及について（調査報告）——女子差別撤廃条約を例に——」『広島平和科学』16号 pp. 85-108 1993年、および「女子差別撤廃条約——意義とその普及について——」『国際人権』5号 pp. 31-37 1995年参照。
- ③ 拙稿「世界女性会議の開催がもたらした女子差別撤廃条約の普及促進効果」『国際研究論叢』10号 pp. 1-14 1997年参照。
- ④ 日本は32年前にでき、22前に効力を生じた自由権規約の選択議定書にも入っていないが、この際、この議定書への早期の加入も政府に要望したいものである。
- ⑤ オーストラリアは議定書当事国なので、その管轄内にある個人である外国人としての日本人は、本国の日本が議定書当事国でなくても、「個人通報」ができる。なお、この通報についての新聞記事としては、98年9月27日付朝日新聞朝刊記事参照。

【二】 人権条約の実効性を損なうもの——その1：実施措置の問題⑥

人権条約の実効性を損なうもの、すなわち人権条約が効果的に人権尊重の実を挙げていない理由には、いろいろなものが考えられる。たとえば人権条約では、その条約が当事国に負わせた条約義務を履行させるために、それぞれの条約がいろんな措置（条約義務履行確保措置＝実施措置＝その最も典型的なものとしては、報告制度、国家通報制度、個人通報制度がある。）を規定しているが、そこで採用されて

いる措置が微温的で、当事国の義務履行を充分に担保できないといった批判がこれまでからあった。実際、人権条約の中には、もっとも実効的でない実施措置とされる「報告制度」だけを規定するものが少なくない。女性差別撤廃条約、子どもの権利条約などがその例である。もっともその結果か、これらの条約の締約国数は極めて多いのが特徴である。

これとは逆に、条約で採用されている実施措置は充分に実効的なのに、それが選択的とされているために、折角、かなりの国家が条約自体の当事国となりながら、実効的な措置を選択しない国家が多く（国家通報、個人通報を定める、自由権規約41条、人種差別撤廃条約14条、拷問等禁止条約21・2条等参照）⑦、結局は、非実効的な実施措置だけしかないと同じことになってしまっているとか、あるいは、あまりにも実効的な実施措置規定（後述するような、条約の保障する権利侵害を犯罪とし、その処罰の形式をとる）を設けている（アパルトヘイト条約とか、ジェノサイド条約など）のにおそれをなして、当事国になる国家が少なく、そのために折角の人権条約が充分に人権保障の実を挙げられないとか、さまざまな理由を考えられるのである。

なお実効的とされる実施措置——一定の人権侵害行為を「国際的な犯罪」と定め、その犯罪を行なった者（個人）を処罰するという——を定める条約でも、その処罰は、本来なら、「国際刑事裁判所」による裁判を経て行なわれるのがスジであろうのに、こうした裁判所の設立は長い間放置され、それに代わって「（当該犯罪）行為がなされた地域の属する国の権限のある裁判所」、つまり国内裁判所で裁かれるに止まっていた（ジェノサイド条約6条、アパルトヘイト条約5条参照）。こうした実状も、実施措置が原因で、人権条約が人権保障の実効性をあげない理由に加えられよう。

ところで、人権条約の実効性を損なう上記の理由は、人権条約の規定そのものに内在するものと考えられるが、小稿では少し視点を変え、「人権条約」に対して各国がとっている態度から、条約の実効性を損なう要因のひとつとして、「留保」が考えられるのではないかとの仮説を立て、その当否について検証してみたい。

- ⑥ 人権条約の実効性を損なうものとしての実施措置の問題について、小稿では、その存在を指摘するに止め、詳論は省略する。
- ⑦ 現にわが国も、自由権規約の締約国でありながら、その41条に基づく選択宣言は行なっていないし、人種差別撤廃条約にも加入しているが14条の選択宣言もしていない。拷問等禁止条約には、まだその当事国ともなっていない。

【三】人権条約の実効性を損なうもの——その2：留保の問題

[1] 「留保」とは——現実につけられている留保から

まず、小稿で使う「留保」の語意をはつきりさせておきたい。

1969年の「条約法条約」によれば、留保とは「国が、条約の特定の規定の自国への適用上、その法的効果を排除し、又は変更することを意図して、（署名、批准等一定の行為に際して）単独に行う声明をいう。」と定義されている（2条1項(d)）。したがってこの定義によれば、締約国は、どこに相談することもなく、「単独で」、留保をつけることができる解しうる。しかしながら、どのような内容の留保であっても、国家が一方的に声明しさえすれば、その留保は有効につけられたことになるのではなく、留保をつけようとしている条約が、(1) 留保をつけることを禁止しているか、(2) 留保をつけること自体は認めるが、現につけようとしている留保は認めていないか、(3) つけようとする留保が、その条約の「趣旨および目的」と両立していない場合は、留保はつけられないとされている（同条約19条(a)・(b)・(c)参照）のである。

ところである当事国が一方的につける留保が何を意味するのか、またそれが(3)の「条約の趣旨および目的」と両立するのか否かといった判断は、今のところは、同じ条約の他の当事国が判断している。すなわち条約法条約20条4項(b)、21条3項、および20条5項の規定の解釈から、他の締約国はつけられた留保に対して「異議」を申し立てることにより、留保国との間で条約の効力を「留保の限度」で制限したり（21条3項），さらに別段の意図を明確に表明することで、両国間での条約の効力発生自体を左右することができる（20条4項(b)後段）と解されるからである。なお他の締約国から申し立てられた異議についての当否の判断に関しては、条約には

何ら規定されていない。ところが実際には、異議申し立て国の意図が明瞭でない場合があり、留保国と異議申し立て国間で、条約規定のもつ効力の内容が必ずしも明白でない場合の生じることもあり⑧、多辺条約、特に人権条約に対して少なからずつけられる留保を問題視する声（たとえば、多数の締約国間の条約上の関係が錯綜し、明白でないといった）が、近年、国連内で次第に高まってきている⑨。しかしこの問題への国連の対応は、また別の機会に見ることとして、ここではまず、現実につけられている留保の内容を概観しよう。

実際、人権条約には、どんな留保がつけられているのであろうか。

これを調べるために、ここでは、インターネット上の「国連条約集（United Nations Treaty Collection — Multilateral Treaties deposited with the Secretary-General）」（1998年10月09日現在）に採録されている若干の条約につけられた留保を参照してみた⑩。

まず、わが国が社会権規約に留保をつけている（正確には、署名時につけ、批准時に確認した）ことは、よく知られているが、この留保の文章を見ると、日本が「留保」と「宣言」とをかなり厳しく分けていることが判る。たとえば「公の休日についての報酬」の支給を定める7条(d)の適用についての留保文では、“1. In applying the provisions of paragraph (d) of article 7 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, Japan reserves the right not to be bound by ‘remuneration for public holidays’ referred to in the said provisions.”

（下線筆者）と、reserve の語を使用した⑪のに対し、8条2項の「警察の構成員」に「消防署の構成員」を含むと解する「解釈宣言」⑫を述べた文章では、“..., the Government of Japan declares...”（下線筆者）と、declare の語を使用している⑬。

ところが、上記のインターネット上の扱いを見れば、「留保（reservation）」も、「宣言（declaration）」も、まとめて留保の扱いになっているのである。のみならず、そこに採録された、各国の留保文をみても、reserve と declare の語は、それほど厳密には使い分けられていないのではないかと思われる所以である。

たとえば、アフガニスタンが子どもの権利条約につけた留保では、「宣言（declaration）」と銘打っておきながら、その本文は、“The government of the Republic of Afghanistan reserves the right to express, upon ratifying the Convention, reservations on all provisions of the Convention that are incompatible with the laws of Islamic Shari'a and the local legislation in effect.”（下線筆者）と、reserve の語を使用している。もっとも、これは、同政府が、条約批准時に留保をつける権利を留保するというのであるから、正式の「留保」を意味する reserve とはいえないとの批判があるかも知れない。

しかし、これと反対に、フランスが女性差別撤廃条約の批准時につけた留保を見れば、「留保（reservation）」と銘打っていながら、その本文は、“The Government of the French Republic declares that article 5 (b)...must not be interpreted as implying joint exercise of parental authority in situations in which French legislation allows of such exercise by only one parent.”（下線筆者）となっており、留保と宣言の語が完全に入れ替わっているのである。

同じような例は、社会権規約への加入時に、コンゴがつけた留保文にも見られる。すなわち、ここでも、コンゴは、「留保（reservation）」と題して、“The Government of the People's Republic of Congo declares that it does not consider itself bound by the provisions of article 13, paragraphs 3 and 4 ...”（下線筆者）と、declare の語を使用している。なお、つけ加えれば、女性差別撤廃条約に中国がつけた留保文では、“Declaration made upon signature and confirmed upon ratification”⑭、つまり「宣言」と題しているが、その本文は、“The People's Republic of China does not consider itself bound by paragraph 1 of article 29 of the Convention.”（下線筆者）と、コンゴが宣言した「留保文」と全く同じ文章である。なのに、その題は「宣言」。つまり、同じ内容の同じ文章が、国によって、留保と題されたり宣言と題されたりしているのである。

それよりも、興味あるのは、オランダが、社会権規約 8 条 1 項(d)につけた留保で、少々長いが、その全文を写してみると、“The Kingdom of the Netherlands

does not accept this provision in the case of the Netherlands Antilles with regard to the latter's central and local government bodies." [The Kingdom of the Netherlands] clarify that although it is not certain whether the reservation [...] is necessary, [it] has preferred the form of a reservation to that of a declaration. In this way the Kingdom of the Netherlands wishes to ensure that the relevant obligation under the Covenant does not apply to the Kingdom as far as the Netherlands Antilles is concerned." となっている。つまりこの文章では、「留保」と「宣言」のどちらを選ぶべきか確実ではないが、留保の方がいいと、両者を選択の問題として捉えているように思われるのである。

その他、前出の、中国が女性差別撤廃条約につけた「宣言」と題する留保文では、consider の語があるだけで、declare ないしは declaration の語はどこにも見出せない点にも注目しておきたい。なお、同じ条約にバハマがつけた留保文では、“Reservation”と題して、その本文は、“The Government of the Commonwealth of the Bahamas does not consider itself bound by the provisions of article 2 (a),, [and] article 29, paragraph 1, of the Convention.”（下線筆者）とあり、中国の文章と酷似している⑯。したがって、ここでも、reserve, reservation の語の見当たらぬ点が、まず目を惹くが、同じ文章構成で、同じ内容のことをいいながら、その表題が、国家によって、留保であったり、宣言であったりするというもうひとつの例としても挙げておく。

以上、幾つかの例が示しているように、インターネット上、英文で記された留保文を見た限りでは、宣言の語も、留保の語も、ほとんど互換的に使われているといわざるを得ないように思われる。だからこそ、日本政府が「留保」と区別する「（解釈）宣言」も「留保」も、インターネットは一括して扱っているのであり、条約法条約も、「（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）」と注記している（2条(d)）であろう。確かに、厳密にいえば、留保と宣言は別のものであるが、宣言のなかには、広く留保一般のなかに含められそうに思われるものもある。たとえば社会権規約8条2項の「警察の構成員」に「消防署の構成員」を含め

て考えるとする日本政府の「解釈宣言」も、8条2項の厳密な意味での「警察」の語に拘束されない権利を「留保」したのと同意にとることもできるのではないだろうか。そこで、小稿では、このように考えられる「宣言」も含めて、広く「留保」の語を使うことにしたい。したがって、末尾に添付した表1で、日本が自由権規約を「留保」つきで批准したことを意味する“rb”は、厳密には、「解釈宣言」つきで批准したことを意味しているし、他の国についての留保記号“b”も、「宣言」である場合が含まれていることに留意されたい^⑯のである。

- ⑧ たとえば、リビアが女性差別撤廃条約につけた留保について、1990年にデンマークが申し立てた異議には、「この条約が両国間で、全く無効なのかどうか」について、何も述べていないと不満を述べている。
- ⑨ 1994年、自由権規約人権委員会は、その一般的コメント24（52）で、特定留保が条約（特に人権条約）の「趣旨および目的」に合っているかどうかを判定するのは、委員会であって、他の締約国ではないと述べた（18項）。この見解には、イギリスが疑義を呈し、国際法委員会（ILC）も、そのためには、自由権規約の改正ないしは議定書の作成が必要だととの見解を、その第49会期で「予備的結論」として表明している。
- ⑩ ここに出てるる各国の留保文には、若干の省略（たとえば、何度も長い正式条約名が繰り返されている場合など）があるようだが、ほぼ、原文に忠実に再現されているとわれる。
- ⑪ 同条約8条1項(d)と、13条2項(b)(c)に対する留保文も同様。
- ⑫ この解釈は、自由権規約22条2項の「警察の構成員」にも適用されるとある。
- ⑬ 殆ど同様の用語の使い分けが、子どもの権利条約に対する留保文の中でも見られる。
- ⑭ これは、日本と同様の留保の付け方である。
- ⑮ エチオピアも、中国のと全く同文で reservation と題している。
- ⑯ 社会権規約26条1項、自由権規約48条1項を差別的とするロシア他数カ国の宣言は、解釈宣言でもないが、やはり、小稿では b として扱った。

[2] 「留保」の問題点(1)——留保の数の多さ

それにしても、一体、どれくらいの留保が、人権条約につけられているのであろうか。このことを検討するために、筆者は若干の人権条約を選んで、各締約国の留保状況を示す簡単な表を作つてみた。末尾に付した表1・2がそれである^⑯。なお、各表の素集計を、表1-ii・2-iiとして添えている。

まず、これらの表に採録した条約であるが、表1では、いわゆる主要人権条約に1966年の選択議定書を加えた8条約(A～H)^⑰と、その中の3条約(E, C, G)内の選択条項に対する各締約国の対応を示し、表2では、人権条約中女性の地位関連の3条約(N, P, Q)^⑱、難民関連の2条約(R, T)とジェノサイド条約(X)，および1949年のジュネーヴ4条約(Z)^⑲と非人権4条約(U～W, Y)の計11条約を選んで各国の対応を見た。両表の見方については、両表共通の「注記」を参照されたい。

ところで、両表の縦軸にとった国家(地域をふくむ。以下同じ)数は194とした。現在の国連加盟国数は、185ヵ国であるが、使用のインターネット上の資料(<http://geography.tqn.com/library/misc/blnun.htm>)が、国連非加盟国(non-members of the United Nations)として、台湾を含む7ヵ国(キリバス、ナウル、スイス、トンガ、ツバル、バチカン市国)を挙げているので、これを加えて192ヵ国を基礎とし、さらに、それ以外で、子どもの権利条約に入っているクック諸島とニウエを加えて、194としたのである。もっとも、台湾はここに取り上げた条約のどれにも入っていないので、むしろ193国家としておいた方がよかったかも知れないが。

さて、表1・2-iiの表をみて、留保の多少という点でまずいえるのは、人権条約とそれ以外の多辺条約(ジュネーヴ4条約を含む)との間に、大差がないということである。人権条約でもアパルトヘイト条約のように留保率が1割そこそこというのもあれば、人権条約でない海洋法条約で、半数近い国家が留保を付し、その留保率は40.9%と、相当な高率となつてゐるものもある。しかし最高の留保率は、やはり人権条約である難民条約の41.7%である(bc率なら43.2%と、もっと高率になる)。また同じくbc率なら、女性参政権条約も41.4%と、やはり海洋法条約を凌

駕する数値となっている（各表の留保率欄を参照されたい）。それにしても、人権条約の半数が3割をこえる留保率（bc率なら過半数）となっているのは、極めて残念である。

なぜなら、極端ないい方をすれば、どのような留保であれ、元来、できるだけ有効な人権保障を確保しようとの目的のもとに、各国が交渉をつみあげ、ようやく妥協点を見つけて採択したはずの条約なのに、それに留保がつけられれば、結局、折角できあがった、その時点での「最大限有効な人権保障条約」の当事国数は、形式的な当事国数から留保国数を引いた数となり、たとえば、最大の当事国数をほこる子どもの権利条約でも、191から68を引いた123の当事国しかないということになってしまうからである。その意味では、人権条約に留保をつける当事国が多いという事実は、それだけで条約の実効性を減じていると考えてもいいであろう。もっとも、本節冒頭でも述べたように、人権条約以外の多辺条約にも多くの留保がつけられている例はいくらもある。ただだからといって、人権条約に留保つきで入る国家が多くてもよいということにはならないのである。

もちろん、留保の数の多さもさることながら、（人権）条約の実効性を損ねるということでいえば、より重大な問題は、つけられている留保の内容である。つまり、その内容次第では、条約の意義がほとんど失われることも起こり兼ねないからである。しかし、すでに小稿に許された紙幅も尽きたので、この問題は次回に論ずることとしたい。

なおこれは全く筆者の個人的な印象であるが、留保つきで条約に入る国家は何か「腰の引けた」というか、条約への熱意不足を感じさせるように思う。ところで条約の当事国になるには、主には「署名・批准」か「加入」という2つの方法がある。そして条約の作成過程に十分参加していながら「加入」を選ぶ国家②)にも、筆者は「腰の引けた」姿勢を感じるのであるが、今回、人権条約を主とする多辺条約への留保の表を作るに際し、ついでに、批准国が留保をつける率と加入国が留保をつける率も比較してみた。結果は表1・2-iiのrb率・ab率の示す通りで、筆者が得た結論だけをいえば、例外もあるが、批准国の方が多い。つまり、ムリして条約に「署名・批准」した国家の本音が、つけた留保の多さに窺えるようである。

もっとも、加入国も留保をつける例が少なくないのであるから、もはや何をかいわんやではあるが。

- ⑯ 表2には、人権条約（多辺条約）と比較するため、人権条約以外で、比較的ポピュラーと思われる多辺条約を幾つか選んで、加えておいた。
- ⑰ これらの大文字アルファベット記号は、表3の条約名の横につけた記号を意味する。以下同じ。
- ⑯ これら3条約は、後に女性関連の条約について述べるところと関係が深い。
- ⑳ いわゆる国際人道法といわれる条約である。1977年の2追加議定書は含まれない。これら4条約は上記インターネット上の国連条約集に採録されていないので、雑誌“INTERNATIONAL REVIEW OF THE REDCROSS”（98年3月号）の資料に拠った。
- ㉑ たとえばイギリスはジェノサイド条約に「署名・批准」でなく「加入」している。

(表1) 主要人権条約と世界の各国(留保を中心に)(1998/10/9日現在)

順位①国名②	A	B	C	D	E	F	G	H	E	C	G	G
	児	女	人	社	自	議	携	アバ	41	14	21	22'
52 アフガニスタン	rb	S	ab	ab	ab	/	rb	a	/	/	/	/
61 アルバニア	r	a	a	a	a	/	a	/	/	/	/	/
109 アルジェリア	rb	ab	r	rb	rb	a	r	r	○	○	○	○
184 アンドラ	rb	a	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
144 アンゴラ	r	a	/	a	a	a	/	/	/	/	/	/
155 アンチグア・バーブーダ	r	a	db	/	/	/	a	a	/	/	/	/
30 アルゼンチン	rb	rb	r	r	rb	a	r	rb	○	/	○	○
171 アルメニア	a	a	a	a	a	a	a	a	/	/	/	/
1 オーストラリア	rb	rb	rb	r	rb	a	r	/	○	○	○	○
67 オーストリア	rb	rb	rb	r	rb	rb	rb	/	○	/	○	○
174 アゼルバイジャン	a	a	a	a	a	/	a	a	/	/	/	/
133 バハマ	rb	ab	db	/	/	/	/	a	/	/	/	/
128 バーレーン	a	/	ab	/	/	/	ab	ab	/	/	/	/
134 バングラデシュ	rb	ab	a	ab	/	/	ab	a	/	/	/	/
122 バルバドス	r	r	ab	ab	ab	a	/	a	/	/	/	/
4 ベラルーシ	r	rc	rb	rc	rc	a	rb	r	○	/	/	/
3 ベルギー	rb	rb	rb	rb	rb	a	S	/	○b	/	/	/
154 ベリーズ	r	r	/	/	ab	/	a	/	/	/	/	/
89 ベニン	r	r	S	a	a	a	a	r	/	/	/	/
127 ブータン	r	r	S	/	/	/	/	/	/	/	/	/
31 ポリビア	r	r	r	a	a	a	S	a	/	/	/	/
176 ボスニアヘルツェゴビナ	db	d	d	d	d	d	r	d	d	○	/	/
120 ボツワナ	ab	a	a	/	/	/	/	/	/	/	/	/
32 ブラジル	r	rb	r	a	a	/	r	/	/	/	/	/
157 ブルネイ	ab	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
69 ブルガリア	r	rc	rb	rb	rb	a	rb	r	○	○	○	○
91 ブルキナファソ	r	a	a	/	/	/	/	r	/	/	/	/
106 ブルンジ	r	r	r	a	a	/	a	a	/	/	/	/
74 カンボジア	a	a	r	a	a	/	a	a	/	/	/	/
84 カメルーン	r	r	r	a	a	a	a	a	/	/	/	/
33 カナダ	rb	rc	r	a	a	a	r	/	○b	/	○	○
139 カーボベルデ	a	a	a	a	a	/	a	a	/	/	/	/

96 中央アフリカ	r a r a a a / a / / / /
93 チャド	r a a a a a a r / / / /
34 チリ	r rb r r r ab rb / ○ ○ / /
17 中国	rb rb ab Sb Sb / rb a / / / /
35 コロンビア	rb r r r r r r a / / / /
141 コモロ	r a / / / / / / / /
94 コンゴ	a r a ab ab a / a ○ / / /
非 クック諸島	ab / / / / / / / / /
36 コスタリカ	r r r r r r r a / ○ / /
92 コートジボワール	r r a a a a a / / / /
177 クロアチア	dc d d d ab d d ○ / ○ ○
37 キューバ	rb rb rb / / / rb a / / / /
97 キプロス	r ab r r r r / / ○ ○ ○
180' チェコ	db dc db db db d dc d ○ / ○ ○
5 チェコ(スロバキア)	" " " " " " " " " " " "
160 北朝鮮	r / / a a / / / / / /
6 デンマーク	rb r rc rb rb rb r / ○ ○ b ○ ○
146 ジブチ	rb / / / / / / / / /
149 ドミニカ国	r r / a a / / / / /
38 ドミニカ共和国	r r a a a a S / / / /
39 エクアドル	rb r a r r r rb r ○ ○ ○ ○
26 エジプト	rb rb rb rb rb / a ac / / / /
40 エルサルバドル	r rb a r r rb a a / / / /
125 赤道ギニア	a a / a a a / / / / /
182 エリトリア	r a / / / / / / / / /
164 エストニア	a a a a a a a a / / / /
27 エチオピア	a rb a a a / a a / / / /
126 フィジー	r ab db / / / / / / / /
70 フィンランド	r r r r rb r r / ○ ○ b ○ ○
7 フランス	rb rb ab ab ab rb / / ○ ○ ○
95 ガボン	r r r a a a / S a / / / /
116 ガンビア	r r a a ab a S a ○ / / /
179 グルジア	a a / a a a a / / / / /
132 ドイツ(西)	rb rb r r rb ab rb / ○ b / / /
81 ガーナ	r r r / / / / a / / / /
8 ギリシャ	r r r a a a r / / / ○ ○

135 グレナダ	r r S a a / / / / / / / / / /
41 グアテマラ	rb r r a a / ac / / / / / /
83 ギニア	a r r rb rb r r r / / / / / /
136 ギニアビサオ	r r / a / / / / / / / / / / /
119 ガイアナ	r r rb r rb a r a ○ / / / /
42 ハイチ	r r r / a / / r / / / / / /
非 パチカン	rb / r / / / / / / / / / / /
43 ホンジュラス	r r / r r S a / / / / / / /
65 ハンガリー	r rc rb rb rb a rc r ○ ○ ○ ○ ○
53 アイスランド	rb r r r rb ab r / ○ ○ b ○ ○
18 インド	ab rb rb ab ab / S ab / / / / /
60 インドネシア	rb rb / / / / S / / / / / /
19 イラン	rb / r r r / / a / / / / /
20 イラク	ab ab rb rb rb / / rb / / / / /
63 アイルランド	rb ab S rb rb ab S / ○ / / /
59 イスラエル	r rb rb r rb / rb / / / / / /
66 イタリア	r rb rb r rb rb r / ○ ○ b ○ ○
107 ジャマイカ	r rb rb r r (r) / r / / / /
80 日本	rb r ab rb rb / / / / / / / /
62 ヨルダン	rb rb a r r / a r / / / / /
167 カザフスタン	r a a / / / a / / / / / /
112 ケニア	r a / ab a / a S / / / / /
非 キリバス	ab / / / / / / / / / / / /
111 クウェート	rb ab ab ab ab / ab ab / / / / /
170 キルギスタン	a a a a a a a a a a / / / / /
75 ラオス	a r a / / / / a / / / / /
165 ラトビア	a a a a a a a a a / / / / /
21 レバノン	r ab ab a a / / / / / / /
121 レソト	r ab a a a a / / a / / / / /
28 リベリア	r a a S S / / a / / / / /
73 リビア	a ab ab ab ab a a a / / / / /
159 リヒテンシュタイン	rb ab / / / / r / / / / ○ ○
166 リトアニア	a a S a a a a / / / / / /
9 ルクセンブルグ	rb rb r r rb ab rb / ○ ○ ○ ○
86 マダガスカル	r r rb rb r r / a / / / / /
113 マラウイ	a ac a a a a a / / / / / /

82 マレーシア	ab ab / / / / / / / / / / / / / /
117 モルジブ	rb ab a / / / / / a / / / / / /
98 マリ	rb r a a a / / a / / / / / / / /
114 マルタ	rb ab rb rb ab ab a / ○b / ○ ○
163 マーシャル	r / / / / / / / / / / / / / / / /
103 モーリタニア	rb / r / / / / a / / / / / / / /
123 モーリシャス	ab ab a a a a / / / / / / / / / /
44 メキシコ	r rb r ab ab / r a / / / / / /
162 ミクロネシア	a / / / / / / / / / / / / / / / /
183 モナコ	ab / ab rb rb / ab / / / / ○ ○
102 モンゴル	r rc rb rb rb a / r / / / / / /
78 モロッコ	rb ab rb r r / rb / / / / / / / /
137 モザンビーク	r a ab / a / / ab / / / / / / /
58 ミャンマー	ac ab / / / / / / / / / / / / / /
158 ナミビア	r a a a a a a a / / / / / / / /
非 ナウル	a / / / / / / / / / / / / / / / /
72 ネパール	r r ab a a a a ab / / / / / / /
10 オランダ	Ab rb r rb rb r rb / ○ ○ ○ ○ ○
2 ニュージーランド	rb rb r rb rb a rb / ○b / ○ ○
45 ニカラグア	r r a a a a a S a / / / / / /
90 ニジェール	r / r a a a a a a / / / / / / /
100 ナイジェリア	r r a a a / S r / / / / / / / /
非 ニウエ	a / / / / / / / / / / / / / / / /
11 ノルウェー	rc r r rb rb rb r / ○ ○b ○ ○
130 オマーン	ab / / / / / / / / / r / / / / / /
57 パキスタン	rc ab r / / / / / a / / / / / /
185 パラオ	a / / / / / / / / / / / / / / / /
46 パナマ	r r r r r r rb r / / / / / / / /
140 パプアニューギニア	r a ab / / / / / / / / / / / / /
47 パラグアイ	r a / a a a a r / / / / / / / /
48 ペルー	r r r r r r r a ○ ○ / / / /
22 フィリピン	r r r r r r a r ○ / / / / / /
16 ポーランド	rb rc rb r r ab rb r ○ / ○ ○ ○
64 ポルトガル	r r a r r r r / / / / ○ ○
129 カタール	rb / a / / / / r / / / / / / / /
161 韓国	rb rb r a ab a a / ○ ○ / / / /

172 モルドバ	a a a a a / a / / / / /
68 ルーマニア	r rc ab rb rb ab a r / / / / /
13 ソ連(ロシア連)	r rc rb rb rb ab rc r ○b ○ ○ ○
105 ルワンダ	r r ab ab a / / r / / / / /
156 セントキットネビス	r a / / / / / / / / / / /
150 セントルシア	r a d / / / / / / / / / / /
152 セントビンセント	r a a a a a a / a / / / / /
145 サモア	rb a / / / / / / / / / / /
175 サンマリノ	a / / a a a / / / / / / /
138 サントメプリンシペ	a S / S S / / a / / / / /
23 サウジアラビア	ab / ab / / / ab / / / / /
99 セネガル	r r r r r r r a ○ ○ ○ ○
143 セイシェル	a a a a a a a a a / / / /
101 シエラレオネ	r r r a a a a S / / / / /
118 シンガポール	ab ab / / / / / / / / / /
180 スロバキア 5'参照	db dc db db db d dc d ○ ○ ○ ○
178 スロベニア	db d d d d ab a d ○ / ○ ○
148 ソロモン	a / d d / / / / / / / /
87 ソマリア	/ / r a d a a a r / / / / /
29 南アフリカ	r a S S S / S / / / / / /
76 スペイン	rb rb ab r r ab r / ○ ○ b ○ b ○
71 スリランカ	r r a a a ab a a ○ b / / /
77 スーダン	r / a a a / S r / / / / /
142 スリナム	r a d a a a a / a / / / /
124 スワジランド	rb / a / / / / / / / / / /
54 スウェーデン	r r r rb rb rb r / ○ ○ b ○ ○
非 スイス	rb rb ab a ab / r / ○ / ○ ○
24 シリア	rb / ab ab ab / / / r / / /
非 台湾	/ / / / / / / / / / / /
168 タジキスタン	a a a / / / a / / / / / /
55 タイ	ab ab / / ab / / / / / / /
181 マケドニア	d d d d d r d d / / / / /
85 トーゴ	r a a a a a rb a / / / ○ ○
非 トンガ	a / ab / / / / / / / / / /
108 トリニダードトバゴ	r rb r ab ab ab / r / / / / /
79 チュニジア	rb rb r r r / rb a ○ b / ○ ○

25 トルコ	rb ab S / / / rb / / / ○ ○
173 トルクメニスタン	a a a a a a / / / / / /
非 ツバル	a / / / / / / / / / /
104 タンザニア	r r a a a a / / / a / / / /
131 アラブ首長国連	ab / ab / / / / rb / / / /
14 イギリス	rb rb rb rb rb / rb / ○ b / ○ b /
49 アメリカ合衆国	S S rb S rb / rb / ○ / ○ b /
110 ウガンダ	r r a a a a ab a r ○ / / /
12 ウクライナ	r rc rb rb rb a rb r ○ ○ / /
50 ウルグアイ	rb r r r r r r / / ○ ○ ○
169 ウズベキスタン	a a a a a a a a / / / / / /
153 バヌアツ	r a / / / / / / / / / /
51 ベネズエラ	rb rb r r rb rb r ab / / ○ ○
147 ベトナム	r rb ab ab ab / / a / / / /
56 イエメン	r ab ab ab ab / a ab / / / /
15 ユーゴースラビア	rc r r r r S r r / / ○ ○
88 コンゴ(旧ザイール)	r r a a a a a a a / / / /
115 ザンビア	r r r ab a a a ab a / / / /
151 ジンバブエ	r a a a a / / a ○ b / / /

(資料) インターネット 上の国連条約集 (United Nations Treaty Collection) (<http://www.un.org/Depts/Treaty/bible.htm>) (1998年10月09日現在) に基づき作成。
但し1949ジュネーブ条約のみは, *INTERNATIONAL REVIEW OF THE RED-CROSS (MARCH 1998)* による。

(表2) 若干の多辺条約と世界の各国(留保を中心) (1998/10/9日現在)

順位①国名②	N 参	P 籍	Q 婚	R C難	T P難	U 条	V 縮	W 海*	X ジエ	Y オゾ*	Z ジュ
52 アフガニスタン	a / / / / / Sb					S	S	a	/	r	
61 アルバニア	ab a / a a /					/	/	ab	/	rb	
109 アルジェリア	/ / / d a ab					/	rb	ab	a	a	
184 アンドラ	/ / / / / / / / /									a	
144 アンゴラ	a / / ab ab					/	rb	/	/	ab	
155 アンチグアバーブーダ	db d d a a /					/	r	d	a	d	
30 アルゼンチン	rb ab a a a rb					rb	rb	ab	r	r	

171 アルメニア	/	a	/	a	a	/	/	/	a	/	a
1 オーストラリア	ab	a	/	ac	a	a	r	r	r	a	rb
67 オーストリア	rb	a	a	rb	a	a	r	rb	a	r	r
174 アゼルバイジャン	/	a	a	a	a	/	/	/	a	a	a
133 バハマ	d	d	/	ab	a	/	/	/	r	d	a
128 バーレーン	/	/	/	/	/	/	/	/	r	ab	ab
134 バングラデシュ	ab	/	ab	/	/	/	/	/	S	ab	a
122 バルバドス	a	a	a	/	/	r	/	r	a	a	db
4 ベラルーシ	rb	r	/	/	/	ab	r	Sb	rb	A	rb
3 ベルギー	ab	S	/	rb	a	ab	r	Sb	r	r	r
154 ベリーズ	/	/	/	a	a	/	/	r	a	a	a
89 ベニン	/	/	a	d	a	/	a	r	/	a	d
127 ブータン	/	/	/	/	/	/	/	/	S	/	/
31 ボリビア	r	/	/	a	a	Sb	/	rb	S	a	r
176 ボスニアヘルツェゴビナ	d	d	d	d	d	d	d	d	d	d	d
120 ボツワナ	/	/	/	ab	ab	/	/	r	/	a	a
32 ブラジル	r	rb	a	rb	a	S	a	rb	r	a	r
157 ブルネイ	/	/	/	/	/	/	/	r	/	a	a
69 ブルガリア	ab	a	/	a	a	ab	r	r	ab	a	r
91 ブルキナファソ	/	/	a	a	a	/	/	S	a	r	d
104 ブルンジ	a	/	/	a	ab	/	/	S	a	a	d
74 カンボジア	/	/	/	a	a	S	a	S	a	/	a
84 カメルーン	/	/	/	d	a	a	/	r	/	a	d
33 カナダ	ab	r	/	ab	a	ab	rb	S	r	r	r
139 カーボベルデ	/	/	/	/	ab	/	a	rb	/	/	a
96 中央アフリカ	d	/	/	d	a	a	/	r	/	a	d
93 チャド	/	/	/	a	a	/	/	S	/	a	a
34 チリ	r	Sb	S	ab	ab	rb	/	rb	r	r	r
17 中国	/	/	/	ab	ab	ab	rb	rb	rb	a	rb
35 コロンビア	a	S	/	r	a	rb	/	S	r	a	r
141 コモロ	/	/	/	/	/	/	/	r	/	a	a
94 コンゴ	d	/	/	d	ab	r	/	S	/	a	d
非 クック諸島	/	/	/	/	/	/	/	r	/	/	/
36 コスタリカ	r	/	/	a	a	rb	/	rb	a	a	a
92 コートジボワール	a	/	a	d	a	S	/	r	a	a	d
177 クロアチア	d	d	d	d	d	d	d	db	d	d	d

37 キューバ	r	r	r	/	/	ab	r	rb	r	a	r
97 キプロス	r	d	/	db	a	a	ab	r	a	a	a
180 チェコ	dc	d	d	d	d	dc	d	d	dc	d	db
5 チェコ (スロバキア)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
160 北朝鮮	/	/	/	/	/	/	/	/	S	a	a
6 デンマーク	rb	r	rb	rb	a	rb	r	S	r	r	r
146 ジブチ	/	/	/	d	d	/	a	r	/	/	d
149 ドミニカ国	/	/	/	a	a	/	/	r	/	a	d
38 ドミニカ共和国	r	r	ab	a	a	/	/	S	S	a	a
39 エクアドル	rb	r	/	ab	a	Sb	r	/	r	a	r
26 エジプト	a	/	/	ab	a	a	S	rb	r	r	r
40 エルサルバドル	S	/	/	a	ab	S	/	S	r	a	r
125 赤道ギニア	/	/	/	a	a	/	/	r	/	a	a
182 エリトリア	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
164 エストニア	/	/	/	ab	a	a	/	/	a	a	a
27 エチオピア	r	/	/	ab	ab	S	/	S	r	a	r
126 フィジー	db	d	db	db	d	/	/	r	d	a	d
70 フィンランド	ab	a	ab	ab	ab	rb	r	rb	ac	rb	r
7 フランス	rc	/	S	rb	a	/	rb	rb	r	AA	r
95 ガボン	r	/	/	a	a	/	/	r	a	a	d
116 ガンビア	/	/	/	db	a	/	/	r	a	a	d
179 グルジア	/	/	/	/	/	a	a	a	a	a	a
132 ドイツ (西)	ab	a	a	r	a	rb	r	ab	a	r	ab
81 ガーナ	a	a	/	a	ab	S	/	r	a	a	a
8 ギリシャ	r	/	Sb	rb	a	a	r	rb	r	r	r
135 グレナダ	/	/	/	/	/	/	/	r	/	a	d
41 グアテマラ	rb	rb	ab	ab	ab	rb	a	rb	r	a	r
83 ギニア	r	S	r	d	a	/	/	rb	/	a	a
136 ギニアビサオ	/	/	/	a	a	/	/	rb	/	/	ab
119 ガイアナ	/	/	/	/	/	S	/	r	/	a	d
42 ハイチ	r	/	/	a	a	a	/	r	r	/	a
非 パチカン	/	/	/	rb	a	r	ab	/	/	/	r
43 ホンジュラス	/	/	/	ab	ab	r	/	r	r	a	a
65 ハンガリー	rb	r	ab	a	a	ac	r	S	ab	a	rb
53 アイスランド	r	a	ab	a	a	/	S	rb	r	a	a
18 インド	rb	Sb	/	/	/	/	r	rb	rb	a	r

60 インドネシア	rb	/	/	/	/	/	/	r	/	a	a
19 イラン	/	/	/	ab	a	S	/	Sb	r	a	rb
20 イラク	/	/	/	/	/	/	/	rb	a	/	a
63 アイルランド	ab	r	/	ab	a	/	r	rb	a	a	r
59 イスラエル	r	r	S	rb	ab	/	ab	/	r	a	rb
66 イタリア	ab	/	S	rb	a	r	rb	rb	a	r	r
107 ジャマイカ	a	d	/	db	ab	r	/	r	a	a	d
80 日本	r	/	/	a	a	a	A	r	/	a	a
62 ヨルダン	a	a	a	/	/	/	a	a	a	a	a
167 カザフスタン	/	/	/	/	/	a	/	/	a	a	d
112 ケニア	/	/	/	a	a	S	/	r	/	a	a
非 キリバス	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a	d
111 クウェート	/	/	/	/	/	ab	/	rb	a	a	ab
170 キルギスタン	a	a	a	a	a	/	/	/	a	/	d
75 ラオス	a	/	/	/	/	a	a	r	a	a	a
165 ラトビア	a	a	/	ab	ab	a	a	/	a	a	a
21 レバノン	r	/	/	/	/	/	/	r	r	a	r
121 レソト	ab	d	/	a	a	a	/	S	a	a	d
28 リベリア	S	/	/	a	a	r	/	S	r	a	a
73 リビア	a	a	/	/	/	/	/	S	a	a	a
159 リヒテンシュタイン	/	/	/	rb	a	a	r	S	a	a	r
166 リトアニア	/	/	/	a	a	a	a	/	a	a	a
9 ルクセンブルグ	r	r	/	rb	ab	S	r	Sb	a	r	r
86 マダガスカル	a	/	/	ab	/	S	/	S	/	a	d
113 マラウイ	a	a	/	ab	ab	S	/	S	/	a	a
82 マレーシア	/	a	/	/	/	a	/	rb	ab	a	a
117 モルジブ	/	/	/	/	/	/	/	S	a	a	a
98 マリ	a	a	a	d	a	a	/	rb	a	a	a
114 マルタ	ab	d	/	ab	ab	/	a	rb	/	a	d
163 マーシャル	/	/	/	/	/	/	/	a	/	a	/
103 モーリタニア	a	/	/	a	a	/	/	r	/	a	d
123 モーリシャス	db	d	/	/	/	a	a	r	/	a	d
44 メキシコ	rb	a	a	/	/	r	r	r	r	r	r
162 ミクロネシア	/	/	/	/	/	/	/	a	/	a	a
183 モナコ	/	/	/	ab	/	/	a	r	a	a	r
102 モンゴル	ab	/	a	/	/	ab	r	r	ab	a	a

78 モロッコ	ab	/	/	d	a	rb	S	S	ab	r	a
137 モザンビーク	/	/	/	ab	a	/	/	r	a	a	a
58 ミャンマー	S	/	/	/	/	a	/	r	rb	a	a
158 ナミビア	/	/	/	ab	/	/	/	r	a	a	d
非 ナウル	/	/	/	/	/	a	/	r	/	/	/
72 ネパール	ab	/	/	/	/	S	/	S	a	a	a
10 オランダ	rc	(a)	rb	rb	ab	ab	Ab	rb	a	Ab	r
2 ニュージーランド	ab	r	r	ab	a	rb	r	r	r	r	rb
45 ニカラグア	a	a	/	a	a	/	S	Sb	a	a	r
90 ニジェール	d	/	a	d	a	a	a	S	/	a	d
100 ナイジェリア	r	/	/	a	a	r	S	r	/	a	d
非 ニウエ	/	/	/	/	/	/	/	S	/	/	/
11 ノルウェー	r	r	ab	rb	a	/	r	rb	r	rb	r
130 オマーン	/	/	/	/	/	ab	/	rb	/	/	a
57 パキスタン	rb	S	/	/	/	S	r	rb	r	a	rb
185 パラオ	/	/	/	/	/	/	/	a	/	/	a
46 パナマ	/	/	/	a	a	a	a	rb	r	a	a
140 パプアニューギニア	a	/	/	ab	a	/	/	r	a	a	d
47 パラグアイ	r	/	/	a	a	a	/	r	S	a	r
48 ペルー	a	/	/	a	ab	S	a	/	r	r	r
22 フィリピン	r	/	rb	a	a	r	r	rb	rb	a	r
16 ポーランド	rb	a	r	ab	a	a	r	S	ab	a	rb
64 ポルトガル	/	S	/	ab	ab	/	r	rb	/	a	rb
120 カタール	/	/	/	/	/	/	/	Sb	/	a	a
161 韓国	a	/	/	ab	ab	r	/	r	a	a	ab
172 モルドバ	a	/	/	/	/	a	/	/	a	a	a
68 ルーマニア	rb	a	rb	a	a	/	rb	rb	ab	a	rb
13 ソ連(ロシア連邦)	rb	r	/	a	a	ab	r	rb	rb	A	rb
105 ルワンダ	/	/	/	ab	ab	a	/	S	ab	/	d
156 セントキットネビス	/	/	/	/	/	/	/	r	/	a	d
150 セントルシア	/	d	/	/	/	/	/	r	/	a	d
152 セントビンセント	/	/	/	a	/	/	/	r	a	a	a
145 サモア	/	/	a	a	a	/	/	r	/	a	d
175 サンマリノ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a
138 サントメプリンシペ	/	/	/	a	a	/	/	rb	/	/	a
23 サウジアラビア	/	/	/	/	/	/	/	rb	a	a	a

99 セネガル	d	/	/	d	a	a	/	r	a	a	d
143 セイシェル	/	/	/	a	a	/	/	r	a	a	a
101 シエラレオネ	ab	d	/	ab	a	/	S	r	/	/	d
118 シンガポール	/	d	/	/	/	/	/	r	ab	a	a
180 スロバキア 5'参照	dc	d	d	d	dc	d	d	dc	d	db	
178 スロベニア	d	d	/	d	d	d	db	d	d	d	d
148 ソロモン	ab	/	/	a	a	a	/	r	/	a	d
87 ソマリア	/	/	/	ab	ab	/	/	r	/	/	a
29 南アフリカ	S	S	a	a	a	/	a	rb	/	a	a
76 スペイン	ab	/	a	ab	a	a	r	rb	ab	a	r
71 スリランカ	/	a	S	/	/	/	/	r	a	a	r
77 スーダン	/	/	/	ab	a	r	S	rb	/	a	a
142 スリナム	/	/	/	d	d	a	/	r	/	a	db
124 スワジランド	ab	a	/	/	ab	/	/	S	/	a	a
54 スウェーデン	r	r	rb	rb	a	r	r	rb	r	rb	r
非 スイス	/	/	/	rc	a	a	r	S	/	r	r
24 シリア	/	/	/	/	/	ab	/	/	a	a	r
非 台湾	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
168 タジキスタン	/	/	/	a	a	a	/	/	/	a	d
55 タイ	r	/	/	/	/	/	/	S	/	a	a
181 マケドニア	d	d	d	d	d	/	d	d	d	d	db
85 トーゴ	/	/	/	d	a	a	A	r	a	a	d
非 トンガ	/	/	/	/	/	/	/	a	a	a	d
108 トリニダードトバゴ	a	d	a	/	/	S	/	r	/	a	a
79 チュニジア	ab	ab	a	d	a	ab	a	rb	a	a	a
25 トルコ	r	/	/	rb	ab	/	S	/	a	a	r
173 トルクメニスタン	/	/	/	a	a	a	/	/	/	a	d
非 ツバル	/	/	/	d	a	/	/	S	/	a	d
104 タンザニア	a	a	/	a	ab	ab	/	rb	a	a	d
131 アラブ首長国連	/	/	/	/	/	/	/	S	/	a	a
14 イギリス	ab	(r)	ab	rb	ab	rb	rb	ab	a	r	rb
49 アメリカ合衆国	a	/	Sb	/	ab	S	rb	/	rb	r	rb
110 ウガンダ	a	a	/	ab	ab	/	a	r	a	a	a
12 ウクライナ	rb	r	/	/	/	ab	r	Sb	rb	A	rb
50 ウルグアイ	S	Sb	/	a	a	r	a	rb	r	a	rb

169 ウズベキスタン	a	/	/	/	/	a	a	/	/	a	a
153 バヌアツ	/	/	/	/	/	/	/	S	/	a	a
51 ベネズエラ	ab	ab	a	/	ab	/	/	/	ab	a	r
147 ベトナム	/	/	/	/	/	/	S	rb	ab	a	ab
56 イエメン	ab	/	ab	a	a	/	/	rb	ab	a	ab
15 ューゴースラビア	r	r	r	r	a	r	r	rb	r	a	rb
88 コンゴ（旧ザイール）	a	/	/	a	a	a	/	r	d	a	d
115 ザンビア	a	d	/	db	a	S	/	r	/	a	a
151 ジンバブエ	a	/	a	ab	a	/	/	r	a	a	a

表2作成に使用した資料は、表1作成に使用したものと同一である。

表1・2についての注記：

- 各表各行左端の数字（順位①）は、国連加盟の順位である。同時加盟の場合は、アルファベット順とする。なお、原加盟51カ国の場合は、大洋州・欧州・アジア州・アフリカ州・米州の順とし、各州内ではアルファベット順とした。国連非加盟国（地域）で、引用条約に加盟している場合は、非とし、国（地域）名のアルファベット順で入れてある。
- 各国の国名②は、英語の正式国名を採り、そのアルファベット順としたため、たとえば北朝鮮は D (Democratic People's Republic of Korea) に、マケドニアは T (The Former Yugoslav Republic of Macedonia), 韓国は R (Republic of Korea) のところに入る。ただ、最近ザイールは、コンゴ（キンシャサ）と国名を変更したが、ここではザイールのままにした。
- 各表中の小文字アルファベット記号は以下のことを意味する。r 署名・批准, a 加入, d 承継, b 留保（宣言、了解等を含む。これについては、本文中の関連部分を参照されたい）、c 留保等撤回, S 署名のみ, A 受諾, AA 承認, (c) 正式確認, (r) 署名・批准して一旦は締約国になったが、後、廃棄を通告, (a) 加入により、一旦は締約国になったが、後、廃棄を通告。なおこれらの略号を組合せ、たとえば ab という場合は、留保つき加入を意味する。また表1中、右端の4項目は、本文説明の通りであるが、○bは留保つきの選択宣言を意味する。蛇足であるが、この○印の多い国家は、一応、人権の国際保障に積極的と認められよう。
- インターネットからの資料によれば、若干の国家（特にチェコスロバキアが分離したチェコ・スロバキア両共和国など）については、留保や異議申立て、あるいはその撤回の記事を注の中に書いている場合があり、そうした場合に特定条項への留保（や異議）の撤回のみが書かれておれば、当初つけられた留保や異議のすべてが撤回されたのかどうか、必ずしも明らかでないこともあるので、明らかにすべての留保や異議が撤回されたことが明白な場合のみを c とし、そうでない時は、rb, ab, db などと、留保が残っている扱いとした。
- 表2の条約中、*つきの条約には、EC も加盟。ただし、集計には加えていない。** ジュネーヴ4条約に留保（宣言等も含む）をつけた国家数は、この表作成に使用した資料では31カ国となっているが、Adam Roberts & Richard Guelff 編 *DOCUMENTS ON THE LAWS OF WAR* (Second Edition), pp. 326-337の締約国および留保の一覧表によれば、留保等をつけている国家の数は39となっている。

(表1-ii) 表1集計結果および各種比率

条約	A児	B女	C人	D社	E自	F議	G拷	Hアパ	E41宣	C14宣	G21宣	G22宣
r	139	91	70	55	55	23(1)	53	32				
比率	72.8	56.2	46.4	39.9	39.3	25.0	49.1	31.7				
a	46	65	69	76	78	67	51	63				
加率	24.1	40.1	45.7	55.1	55.7	72.8	46.8	62.4				
d	6	6	12	7	7	2	5	6				
合計	191	162	151	138	140	92(1)	109	101	46(10)	24(7)	41(3)	39
rb	50	31	23	22	32	7	23	3				
rb率	35.97	34.1	32.9	40.0	58.2	30.4	43.4	9.4				
ab	14	23	23	16	18	16	6	7				
ab率	30.4	35.4	33.3	21.1	23.1	23.9	11.8	11.1				
db	4	0	5	2	2	0	0	0				
b計	68	54	51	40	52	23	29	10				
rc	3	9	1	1	1	0	2	0				
ac	1	1	0	0	0	0	1	1				
dc	1	2	0	0	0	0	2	0				
c計	5	12	1	1	1	0	5	1				
S	1	3	7	5	4	2	13	1				
Sb	0	0	0	1	1	0	0	0				
b率	35.6	33.3	33.8	28.98	37.2	25.0	25.9	9.9				
bc率	38.2	40.7	34.4	29.7	37.9	25.0	30.6	10.9				
選択宣言率 (各条約の当事国数に対する宣言国の%)							32.9	15.9	37.96	36.1		
Sb率 (選択宣言国中、留保をつけた国家の%)							21.7	29.2	7.3	-.-		

註

- 1) 左端の欄のアルファベットの意味については、表1・2共通注記の3参照。
- 2) F議の(数)は廃棄通告国数。当然、以下の諸比率の計算では締約国数に不算入。
- 3) 右端の欄の宣言国について(数)は、宣言につけられた留保の数である。
- 4) 批率は、現当事国中、批准国が占める比率。 $(r \div \text{当事国数} \times 100)$ で計算。
- 5) 加率は、現当事国中、加入国が占める比率。 $(a \div \text{当事国数} \times 100)$ で計算。
- 6) rb率は、批准国中、留保をつけた国の百分比。 $(rb \div r \times 100)$ で計算。
- 7) ab率は、加入国中、留保をつけた国の百分比。 $(ab \div a \times 100)$ で計算。
- 8) 署名のみの国家がついている留保は、当事国の留保ではないので、留保合計数には算入して

いない。なお、中国が、両規約などにつけた「声明（中華民国が中国の国名を使って行った署名・批准等は、非合法につき無効とする主旨の）」は、厳密な意味での留保とはいえないが、ここで、一応、Sb の中に含めている。

- 9) b 率は、現当事国中、留保をつけている国の百分比。 $(b \div \text{当事国数} \times 100)$ で計算。
- 10) bc 率は、上に留保撤回国数を加えて計算。最大留保国数との比率を見たものである。
- 11) 各百分比の計算に当たっては、小数点以下 2 術目を 4 捨 5 入した。

(表 2 - ii) 表 2 集計結果および各種比率

条約	N 参	P 籍	Q 婚	R 難条	T 難議	U 条	V 締	W 海*	X ジュ	Y オゾ*	Z ジュ**
r	42	18(1)	10	20	0	26	41(3)	113	39	27(4)[1]	60
比率	37.8	27.3	20.8	15.2		30.2	56.9	88.97	30.7	16.1	31.9
a	55	29(1)	31	85	123	55	25	8	78	135	76
加率	49.5	43.9	64.6	64.4	93.2	63.95	34.7	6.3	61.4	80.4	40.4
d	14	19	7	27	9	5	6	6	10	6	52
合計	111	66(2)	48	132	132	86**	72(3)	127	127	168(4)[1]	188
rb	15	2	5	16	0	11	9(1)	48	8	4(1)	18
rb 率	35.7	11.1	50.0	80.0		42.3	21.95	42.5	20.5	14.8	30.0
ab	24	3	9	34	32	16	3	2	18	1	8
ab 率	43.6	10.3	29.0	40.0	26.0	29.1	12.0	25.0	23.1	0.7	10.5
db	3	0	1	5	0	0	0	2	0	0	5
継率	21.4		14.3	18.5			33.3			9.6	
b 計	42	5	15	55	32	27	12(1)	52	26	5(1)	31
rc	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ac	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0
dc	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
c 計	4	0	0	2	0	3	0	0	3	0	0
S	5	9	7	0	0	21	10	42	3	0	0
Sb	0	3	2	0	0	3	0	7	0	0	0
b 率	37.8	7.6	31.3	41.7	24.2	31.4	16.7	40.9	20.5	2.97	16.5
bc 率	41.4	7.6	31.3	43.2	24.2	34.9	16.7	40.9	22.8	2.97	16.5

註

1) 左端の欄のアルファベットの意味については、表 1 - ii の注 1 参照。

2) 条約 W 海と Y オゾにつけた * 印は、EC もこれら両条約を(c)正式確認または AA 承認してい

ることを示す。ただし、小稿では、ECは、当事国数に算入していない。

- 3) 条約U条の現当事国数は、ここで使用したインター-ネットの資料では、87となっているが、86の誤りと思われる所以、**印をつけておいた。
- 4) 条約P籍の(数)は、廃棄通告国数。当然、当事国数には算入していない。
- 5) 条約V縮とYオゾの(数)はA受諾国数。【数】はAA承認国数を示す。いずれも内数。各種百分比の計算には、r数に算入して計算。ただしYオゾのECのAAは除外した。
- 6) 批・加・rb・ab率の各意味および計算法については、表1-iiの注4~7を参照。
- 7) 繙率は、承継国中、留保をつけた国の百分比。 $(db \div d \times 100)$ で計算。
- 8) b率、bc率の意味および計算法については、表1-iiの注9.・10.を参照。
- 9) 条約の適用地域に関する通告につけられた留保は、上表でbの数に算入せず。これは表1-iiについても同様である。

(表3) 人権関連条約として国連が挙げる国際文書。右端の締約国数は、インター-ネットの多辺条約締約国(1998/10/9現在)とST/HR/4/Rev/16(*印:1997/12/31現在)に基づく。

条約名(採択日・効力発生日・対日発効日) 締約国数/署名のみ国数

1. D社会権規約(1966/12/16, 1976/1/3, 1979/9/21rb)	138/5
2. E自由権規約(1966/12/16, 1976/3/23, 1979/9/21rb, §41未宣言)	140/4
3. F自由権規約第一選択議定書(1966/12/16, 1976/3/23, /)	92/2
4. 自由権規約第二選択議定書(1989/12/15, 1991/7/11, /)	33/3
5. C人種差別条約(1965/12/21, 1969/1/4, 1996/1/14ab, §14未宣言)	151/7
6. Hアパルトヘイト条約(1973/11/30, 1976/7/18, /)	101/1
7. スポーツ反アパルトヘイト条約(1985/12/10, 1988/3/4, /)	58/28
8. Xジェノサイド条約(1948/12/9, 1951/1/12, /)	127/3
9. A子どもの権利条約(1989/11/20, 1990/9/2, 1994/5/22rb)	191/1
10. B女性差別撤廃条約(1979/12/18, 1981/9/3, 1985/7/25)	162/3
11. N女性参政権条約(署名開放:1953/3/31, 1954/7/7, 1955/10/11)	111/5
12. P既婚女性の国籍条約(署名開放:1957/2/20, 1958/8/11, /)	66/9
13. Q婚姻の同意・最低年齢・登録条件(同上:1962/12/10, 1964/12/9, /)	48/7
14. G拷問等禁止条約(1984/12/10, 1987/6/26, /)	109/13
15. 奴隸条約(1926/9/25, 1927/3/9, /)	*35/6
16. 奴隸条約改定議定書(1953/10/23, 1953/12/7, /)	*59/0
17. 改正奴隸条約(1953/10/23, 1955/7/7, /)	*94/1
18. 奴隸制廃止補足条約(1956/9/7, 1957/4/30, /)	*114/3
19. 人身売買禁止条約(署名開放:1950/3/21, 1951/7/25, 1958/7/30a)	72/4
20. 無国籍者削減条約(1961/8/30, 1975/12/13, /)	19/3

21. 無国籍者の地位条約 (1954/9/28, 1960/6/6, /))	44/7
22. R難民条約 (1951/7/28, 1954/4/22, 1982/1/1a)		132/0
23. T難民議定書 (作成:1967/1/31, 1967/10/4, 1982/1/1a)		132
24. 戦争犯罪への時効不適用条約 (1968/11/26, 1970/11/11, /))	43/1
25. 移住労働者・家族の権利条約 (1990/12/18, /, /))	9/3

付：人権条約以外の多辺条約（小稿付表2採録分）

1. U条約法条約 (1969/5/23, 1980/1/27, 1981/8/1a)	86/21
2. V特定通常兵器使用禁止制限条約 (1980/10/10, 1983/12/2, 1983/12/2A)	72/10
3. W国連海洋法条約 (1982/4/30, 1994/11/16, 1996/7/20)	127/42
4. Yオゾン層保護条約 (1985/3/22, 1988/9/22, 1988/12/29a)	168/0
5. Z (第1～4) ジュネーヴ条約 (1949/8/12, 1950/10/21, 1953/10/21a)	188/0

註

- 1) 対日条約発効日付の後のアルファベットの意味については、表1・2の共通注記3参照。何もついていないものは、批准を意味する。
- 2) 条約名の前のアルファベット（大文字）は、表1・2に使用したものである。
- 3) 上表の条約名中の「女性」の語は、公定訳では、「婦人」、「女子」となっている。なお、これらの条約の名称はすべて「略称」である。

(表3-ii) 小稿引用条約一覧(採択・発効・対日発効:a=加入;A=受諾;他は署名・批准)

当事国数／署名のみの国数 (1998/10/9現在)

【表1関係】

A. 子どもの権利条約 (1989/11/20, 1990/9/2, 1994/5/22rb)	191/1
B. 女性差別撤廃条約 (1979/12/18, 1981/9/3, 1985/7/25)	162/3
C. 人種差別撤廃条約 (1965/12/21, 1969/1/4, 1996/1/14ab, §14未宣言)	151/7
D. 社会権規約 (1966/12/16, 1976/1/3, 1979/9/21rb)	138/5
E. 自由権規約 (1966/12/16, 1976/3/23, 1979/9/21rb, §41未宣言)	140/4
F. 自由権規約第一選択議定書 (1966/12/16, 1976/3/23, ~)) 92/2
G. 拷問等禁止条約 (1984/12/10, 1987/6/26, ~)) 109/13
H. アパルトヘイト条約 (1973/11/30, 1976/7/18, ~)) 101/1

【表2関係】

X. ジェノサイド条約 (1948/12/9, 1951/1/12, ~)) 127/3
N. 女性参政権条約 (署名開放:1953/3/31, 1954/7/7, 1955/10/11)	111/5

P.	既婚女性の国籍条約（署名開放:1957/2/20, 1958/8/11, ~）	66/9
Q.	婚姻の同意・最低年齢・登録条約（署名開放：1962/12/10, 1964/12/9, ~）	48/7
R.	難民条約（1951/7/28, 1954/4/22, 1982/1/1a）	132/0
T.	難民議定書（作成:1967/1/31, 1967/10/4, 1982/1/1a）	132
U.	条約法条約（締結:1969/5/23, 1980/1/27, 1981/8/1a）	86/21
V.	特定通常兵器使用禁止制限条約（1980/10/10, 1983/12/2, 1983/12/2A）	72/10
W.	*海洋法条約（署名：1982/4/30, 1994/11/16, 1996/7/20）	127/42
Y.	*オゾン層保護条約（締結：1985/3/22, 1988/9/22, 1988/12/29a）	168/0
Z.	ジュネーブ4条約（署名：1949/8/12, 1950/10/21, 1953/10/21a）	188/0
(W, Y. 両条約の*のマークは、EC もこの条約に加盟していることを意味する。ただし、EC は、海洋法条約には(C)正式確認、オゾン条約には AA 承認しているが、いずれについても、この表では、当事国数に算入していない。)		